

障害児教育創設期における広島県の 知的障害児への発達援助の実態

平 田 香奈子

(受付 2020年6月30日)

I. はじめに

広島県における知的障害児教育の始まりについて、垣尾（1994, 1995）、前田（1995）が特別学級の成立や実態を、雑誌記事に取り上げられた内容から明らかにした研究がある。また、全国の教育実践や実態の研究の中にも、戦前の我が国の特別学級に関する記載がある（戸崎（2000）、大井（1971）、大井（1975））。一連の研究で、広島では、明治42年に広島師範学校付属小学校に特別学級が設置されるも短期間で終了したこと、その後、大正12年に尾長小学校に、次いで大正14年には広島師範学校付属小学校に精神薄弱児を対象とした特別学級が設置されたことが明らかとなっているが、それらの学級が継続されづらい実態にあったことも明らかになっている。

その中でも、尾長小学校の特別学級は、その教育実践の全国調査報告書への掲載や、広島の関係雑誌での報告など、注目を集めていた。尾長小学校の特別学級はさらに、長期にわたる継続が困難であった当時、終戦直前まで、県内で最後まで継続した特別学級でもある。そして、その初代学級担任であったのが田中正雄であり、その田中が1931（昭和6）年に日本で10番目となる知的障害者の入所施設である、広島教育治療学園を開設したこと、この施設が広島六方学園として、現在も続く支援施設であることは、有名である。

しかしその一方で、広島における知的障害児教育の創設期の実態について、尾長小学校の実践、田中正雄の功績以外には、これまで語られることはなく、ほとんど明らかにされていない。そこで本稿では、明治期から昭和10年代までの広島における知的障害児への社会的・教育的支援について、学校教育現場だけではなく、発達援助という視点を持ちながら、その様相を描き出すことを試みたい。

II. 方 法

本研究では、以下の資料から、障害児の教育・発達援助に関わる記述を集積し、当時の知的障害児のとらえ方や社会的・教育的な支援の実態を描き出す。これらを通じて、明治期以

降、広島県において、どのような分野で知的障害児の教育に関連する問題が意識され、対応されていたのか整理する。以下の5つの雑誌・書籍については、下記の期間の掲載記事を調べ、その中から障害のある子どもへの発達援助、教育に関連する記事を取り上げた。

1. 乙竹岩造 日本庶民教育史 下巻 第五編 隆盛期庶民教育の地方調査 第六章 中国地方 第四節 広島県
2. 広島高等師範学校教育研究会 「学校教育」 第1巻1号～（大正3年～昭和10年）
3. 広島県社会事業●合会「社会事業雑誌」（第3巻からは社会事報と誌名が変更）第1巻1号～第20巻6号、大正11年～昭和15年
4. 広島市教育会 「広島教育」第14巻第4号～第19巻9号、昭和10年4月～昭和15年9月
5. 日本精神薄弱児愛護協会「愛護」第1巻1～7号（昭和11年9月～昭和12年12月）

また、このほか、広島の知的障害児教育に関連する記事について、新聞や学術雑誌等の記事も、一部資料として取り上げている。なお、文中で掲載記事の本文を引用しているものは、引用文献として、文末に掲載箇所を示している。それ以外の収集した資料は、表1のとおりである。記事の漢字・仮名遣い等については、可能な限り原文のまま用いているが、変換ができなかったものは、現代の表現を用いている。文書の劣化等により文字が不明であった箇所は、●で記している。また、明治期・大正期・昭和期の記事の中では、「異常児」「劣等児」「低能児」「学業不振児」など、知的な発達の遅れゆえに学習上配慮を要したと考えられる子どもたちの記述は様々である。この時期は、心理学・医学等が未発達であった状況もあり、現代で示される知的障害とは、必ずしも一致しない場合も多い。しかし、知的な発達の遅れを学習上の配慮の背景としたという点で、現在の知的障害児教育とつながる点があると考えられるため、知的障害児教育の創設期の実践として取り上げている。

表1 広島県の知的障害教育に関連する記事一覧（年代順）

著者名	論文・記事名	誌名	巻号	発行年	頁
著者不明	広島県における低能児数	児童研究	第15巻6号	1912	188
著者不明	視察餘談 教師の意気と劣等児の救済	小学研究	第3巻9号	1914	56-58
守内喜一郎	欠陥児教育	学校教育	第1巻5号	1914	70-74
守内喜一郎	優劣児童の精神衛生につきて	学校教育	第2巻28号	1916	72-75
松浦杉太郎	劣等児の救済	学校教育	第4巻40号	1917	68-72
橋本留喜	小学校に於ける原級留置問題	学校教育	第4巻41号	1917	20-25
著者不明	県の社会事業 感化院長会議	社会事業雑誌	第1巻2号	1922	28-32
著者不明	時事資料 低能児鑑別法の研究	学校教育	第9巻105号	1922	138-139
古森隆一	社会的児童保護	社会事業雑誌	第2巻8号	1923	20-23
著者不明	広島社会協会の新しい施設 児童保護委員部の成立と活動	社会事業雑誌	第2巻8号	1923	43-46
古森隆一	社会的児童保護の施設	社会時報	第2巻9号	1923	6-7
粟屋信夫	知能検査実施の一片	芸備教育	第222号	1923	11-13
粟屋信夫	新入児童の知能査定と教育調査	芸備教育	第224号	1923	2-6

平田：障害児教育創設期における広島県の知的障害児への発達援助の実態

粟屋信夫	教育測定的一片	芸備教育	第227号	1923	28-33
粟屋信夫	適性検査法の試み	芸備教育	第228号	1923	13-16
櫻井生	劣等児	学校教育	第10巻 110号	1923	17-24
文部省	全国特殊教育状況社会教育業書 第八輯	知的・身体障害者問題資料集成	第4巻	1924	128-148
文部大臣官房学校衛生課	特別学級編成に関する調査	知的・身体障害者問題資料集成	第4巻	1924	30-58
粟屋信夫	適性検査法の試み(二)	芸備教育	第237号	1924	8-11
粟屋信夫	我が校に於ける促進教育実施の概況(上)	社会時報	第4巻 4号	1925	28-37
小田三郎	本県下における児童保護事業の概観	社会時報	第4巻 4号	1925	55-58
広島師範学校附属小学校	智的に恵まれぬ子供のために	社会時報	第4巻 4号	1925	98
粟屋信夫	我が校に於ける促進教育実施の概況(下)	社会時報	第4巻 5号	1925	8-13
文部省	全国特殊教育状況, 社会教育業書 第十五輯	知的・身体障害者問題資料集成	第4巻	1926	366-400
牛尾悟	学業成績不良児童につきて	芸備教育	第254号	1926	17-18
広島県統計課	統計上より観たる本県教育の概要	芸備教育	第256号	1926	144-154
宇留野勝彌	小児麻痺と不具者保護	社会時報	第7巻 1号	1928	12-14
古森隆一	異常児の教養	社会時報	第7巻 2号	1928	21-23
著者不明	雑報 広島社会協会児童相談所	社会時報	第7巻 2号	1928	56-57
山下あき子	児童健康相談所の近況に就て	社会時報	第10巻 9号	1931	18-19
東間尚	欠陥児童の愛護方途を語るな	社会時報	第11巻 5号	1932	21-23
古森隆一	異常児童の教養	社会時報	第11巻 5号	1932	24-29
古森隆一	異常児童の教養(二)	社会時報	第12巻 7号	1932	23-28
F生	児童保護講習会に於ける大懇談会	社会時報	第12巻 9号	1932	10-22
阿部政三	小児と精神病	社会時報	第14巻 10号	1934	7-11
越川勉	精神薄弱児教育に就て(七)	広島教育	第14巻 4号	1935	2
田中正雄	児童教育の要道	社会時報	第16巻 5号	1936	37-38
田中正雄	親としての児童教養の第一義務	社会時報	第17巻 5号	1937	23-24
田中正雄	時局と異常児問題	愛護	第1巻 4-7号	1937	14-16
保美駒藏	万引きする低能児	広島教育	第17巻 6号	1938	3
三野亮	異常児保護私設の必要性	社会時報	第18巻 8号	1938	43-49
北村孝雄	全国児童保護大会出席所感	社会時報	第19巻 11号	1939	60-61
著者不明	精神薄弱者施設の調査	知的・身体障害者問題資料集成	第13巻	1939	50-57
久保良英	広島県社会事業協会児童相談所	心理学研究	第14巻	1939	147-148

*掲載誌のうち、「知的・身体障害者問題資料集成」とあるものは、掲載されている記事が発表された年を発行年として記載している。

III. 学制制定前の障害児の状況

乙竹岩造がまとめた「日本庶民教育史」の中に、次のような記事がある。これらは、「天保の始頃より明治の始頃(1830年頃から1870年頃：筆者注)に至る間」に広島県で私塾や寺子屋の師匠であったもの72名の経験報告に基づく調査である。(下線は筆者加筆)

「さて、不就学の因由として挙げられたる事情七十四の内訳を見ると、貧困三十四、身分低き為十八、奉公に出て又は家事手伝の忙しき為七、学問の必要なかりし為六、本人の学を嫌ひし為四、不具者二、孤児・漁夫の子及び特殊部落の者各一である。」¹⁾

「一故老の報告に拠れば、当時(天保の末ごろ、1840年頃と考えられる：筆者注)田は荒

れ、畠は蕪れ、一段歩の収穫は上田で約一石五斗であったが、その中から六斗五升の年貢を上納しなければならず…（中略）多くの子供は大抵他へ奉公に出し、又はこもりや手伝いに追使ったので、寺子屋へ通ふ者は少数に過ぎなかったといふことである。けれどもまた文字の書ける者はすなわち賢い者とせられていたから、篤志の者は一里も一里半もある所から寺子屋へ通ったり、中流以下でも心掛けのある者は人に手本を書いて貰ひ、農閑又は夜間に糠を盛った盆の上に糠習をしたり貧家の子で寺子屋へ行けないものは最寄りの手習子からさらに教へてもらったりしたものもあった。猶不具者・盲・聾・啞者の通学したのは七十二校中の五校であった。²⁾

「また、劣等児に対して多少特別の教授を加へた所が二十三、然らざるもの四十、不詳九である。」³⁾

子どもが皆就学、通学することが必然ではなかった当時の状況の中で、不就学の理由としては、身体的な障害等は理由の中では大多数を占めるものではなかったこと、そのような中でも就学をする障害児もいたことがわかる。さらに、劣等児に対する特別の教授について「然らざる」状況が、劣等児がいたけれども行わなかったのか、そのような児童がいなかったため行わなかったのかはわからない。しかし、「劣等児」とみられる子どもたちが、ともに学んでいた事例もあったことがわかる。広島では、学校が制度として始まった時点で、障害のある者もすでにその場で学んでいた事例があった。

IV. 学校教育現場における知的障害児の教育問題

(1) 学校教育現場での劣等児・低能児問題の浮上

児童研究第15巻6号（1912、明治44年）に、県内において調査された「広島県に於ける低能児童数」と対応についての記事が掲載された。この記事によれば当時、不就学（就学猶予・免除）となっていた者も、学校に在籍していた者もいるが、いわゆる「低能児問題」が浮上していたようである。記事によるとこの「低能児」として挙げられているのは、「精神の発達著しく不十分にして教育上特別の取扱を要するもの例へば能力薄弱の爲め引続き二回以上級進することの能はざるが如きもの」⁴⁾（下線は筆者加筆）であるという。当時の学校において、進級のために設けられた試験が、劣等児・低能児の存在をより明らかにし、教員もそのような子どもたちへの対応を必要とするようになった。当時の対応としては、そのための特別な学級等は設置せず、座席の配置や学習内容の工夫によって対応していたことが記されている。そして、1914（大正3）年に刊行された小学研究第3巻9号には、広島県の某郡視学の記事として、「教員の意気と劣等児の救済」の記事が掲載される。広島の学校教育現場においても、劣等児の問題が意識され始めたようであった。

この後しばらく、広島県における知的障害のある子どもたちに関連する記事は見当たらない。垣尾（1994）が広島師範学校附属小学校の大河分教場に特別学級が設置されたこと、しかしながらその学級はおそらく1年で閉鎖されたことを報告しているが、これらの実践に関連する資料も見当たっていない。

1914（大正3）年に刊行された「学校教育」には、知的な発達に遅れのある子どもたちへの教育に関する記事が見られる。創刊当初のそれらは、教諭による海外の文献や研究の紹介であったが、1917（大正6）年の学校教育第4巻40号には、前年に開催された、第2回全国小学校研究大会において、岡山の尋常高等小学校長により行われた「劣等児の救済」という研究発表の記事が掲載された。続いて第4巻41号（1917、大正6年）には、橋本留喜による「原級留置について」の記事が掲載された。この「原級留置について」の記事では、劣等児・低能児への対応の問題や必要性として、原級留置（進級できずに元の学級にとどまる）が教師の判断によるために、客観性や本人への教育効果に欠けている実態などが指摘されている。

県内での学校教育上の課題としても、学校内・学級内に存在する、知的な発達に遅れがあると考えられる児童・生徒の存在と対応への問題が浮上し、それに対する具体的対応を講じようとする動きがみられたことがわかる。そして、その具体的対応が模索されながらも、各々の教員の判断に任されていたことも推測される。

（2）特別学級の成立と、劣等児・低能児問題への意識

1922（大正11）年には、低能児鑑別法の研究のための調査員として、帝大講師の久保良英が任命された。久保良英はこの後、広島高等師範学校へ赴任する。広島市尾長小学校で久保良英の指導の下で知能検査を実施した記事が芸備教育第222号に掲載され、さらに、芸備教育第224号には、尾長小学校では1923（大正12）年3月に、翌4月に入学するすべての児童に対して知能検査を実施し、その結果をもとに尾長小学校が1924（大正13）年より特別学級を設置したことが報告されている。劣等児・低能児への対応に、研究の蓄積などの科学的対応が求められるようになりつつあった。

これ以降、県内にも相次いで特別学級が設置されていく。しかしながら前田（1995）も報告しているが、1924（大正13）年・1926（大正15）年の2回の文部省による特別学級の調査に、「特別学級を設置している」と回答している県内の学校で、いずれの調査でも設置されていた学校は尾長・千田の2校のみであり、県内では特別学級の継続的な設置が困難であった状況が感じられる。

1923（大正12）年発行の、学校教育第10巻110号に、櫻井生による「劣等児」という記事が掲載された。この記事で櫻井は、「学校に於ての劣等児童を点呼するということでもあったら次に掲げる少年達は「ハイ」と返事をせねばならぬことであろう。」と、多くの海外の歴史上

の人物を挙げ、「これらの実例からして名の有る人がその少年時代に遅鈍であると考えられたことは珍しいことではないのである。」とし、「今まで通りこれからも幾何かの小さな旅行者は学校からは劣等生という烙印を捺され自分の母からも恐らくは認められないで我々の教育的な道標を素通り（恐らくはそれを読むことが出来ないため）にしてたぶんはうねりくねった自分の道を本能に導かれて終には山頂に達することであろう。」⁵⁾としている。劣等児・低能児とされる子どもたちに対して、対応の必要性を積極的に感じていた教師と、何とかなるのではないかと楽観視する考え方が教育現場に存在していたことがうかがえる。

劣等児、低能児といった学習の遅れを課題とする子どもたちへの対応の方法が模索されていたことは、病理的な側面への対応といった点からも感じられる。先にも触れた1917（大正6）年の学校教育第4巻40号にある、第2回全国小学校研究大会における研究発表、「劣等児の救済」の後の質疑応答における岡山の教員の発言として、「ところが、多くのもの（劣等児のこと。著者注）は五感のある一部は欠陥があるために低能児になりさがっているのとおもわれますが、いかがでありましょうか。」「かの鼻垂れ児ですな。鼻に異常のあるものはたいてい劣等児であります。そういうのはどうなりますか。」⁶⁾との記録が残っている。さらに、1926（大正15）年の芸備教育第254号には、豊田郡の教員であると思される牛尾悟により、「学業成績不良児童につきて」が掲載された。牛尾は、「医学的に見て成績不良児の大部分は、概して何処かに身体的故障があるためである」⁷⁾とし、その一つとして「知力欠陥」を挙げながらも、近視眼や耳鼻疾患、癲癇、胃腸病や消化不良などの身体疾患と同様の衛生的方面への配慮として問題を扱っている。医学・心理学等が未発達であった当時の教育現場は、低能児・劣等児とされる子どもたちの背景も様々であった。問題としての取り上げ方や対応は難しかったのだろう。1932（昭和7）年の社会時報11巻5号にも、「欠陥児童の愛護方途を誤るな」と題して、「耳鼻咽喉の疾患が原因して成績不良になった例は沢山あります。病的原因で知能が薄弱となり、性格異常を起こした子供に対しては治療教育を施すが子どもを愛護する所以であります…。」⁸⁾という元広島修養院職員の記事が掲載されており、疾患への対応という点が、低能児・劣等児教育における問題点としてあり、学習の遅れに対する対応の方法がその背景とともに模索されていた実態をうかがうことができる。

また、先にも述べた1924（大正13）年6月に文部大臣官房学校衛生課により報告された「特別学級編成に関する調査」は、「大正12年10月18日学校教育衛生課長より」各自治体に照会をおこない、編纂されたとされる。この調査の結果は、9月にも全国特殊教育状況として、社会教育行書第八輯としても発表されている。後者の「全国特殊教育状況」の冒頭には次のような記述がある。

「本調査は、大正十二年中全国各府県に照会して得た特殊教育施設状況に関する資料を基礎として編纂したものである。いったん震災の厄に遭い再び照会を發したのであるが回答後るゝ

もの多く随って調査も遷延今日に至った次第である。』⁹⁾

そして、この二つの報告書では、広島県の「当該学級を編制せる学校」の数が異なっている。教育的配慮が必要と考えられる劣等児・低能児の扱いやその対応の基準などがなかった当時、その学級や対象児童のとらえ方も曖昧であった。また、調査報告書の学級数の記載が異なる点も、その実践に意識が向けられていなかった実態とも感じられる。劣等児・低能児の背景の捉えづらさや、教員間での意識の持ち方の違いなどが、知的障害のある子ども達への教育的対応が「特別学級」というかたちで根付きづらい風土ともなっていたのではないだろうか。

一方で尾長小学校では、初代の担任教師であった田中正雄が学校を去ってからも、知的障害のある子どもたちへの教育方法の模索が継続され、実践された。1935（昭和10）年発行の広島教育第14巻第4号に、尾長 越川勉が書いた「精神薄弱児教育に就て（七）」という記事がある。広島教育は資料として残っているものが少なく、記事の背景等の詳細はわからないが、この記事では、海外の実践や研究を引用しながらも、知的障害児に対する教育実践の工夫やとらえ方がつづられている。県内で初めに創設され、その取り組みが継続された尾長小学校の特別学級であるが、創設当初より知能検査により明らかとなった知的な発達の遅れのある児童への教育を行っていた。さらに、地域には代用感化院があり、孤貧児を収容する広島修道院もあった。広島修道院の学齢児は地域の学校に通っていたことが記録に残っており、その学校は尾長小学校であったと考えられる。尾長小学校は、様々ないわゆる「学習・発達への配慮が必要とされる子どもたち」が当たり前に通学している学校でもあったことが考えられる。当時より、多様な背景に対する学習上の対応や、科学的な視点を求める風土があったのではないだろうか。

(3) 不良児問題と劣等児・低能児問題

1932（昭和7）年8月、日本感化教育会主催の第四回児童保護講習会が広島にて行われた。その中で行われた大懇談会の記録が、社会時報第12巻9号に残っている。

この記事の中に、「田中」氏が発した次のような発言が記録されている。

「私の現在の立場を知って居られる方は、私の言ふことを或ひは我田引水だと思はれるかも知れませんが、私はこの感化教育の為に大きな勇気を以て、自分の考へを申上げてみたいと思ひます。欧米諸国の例を見ましても、日本の統計を見ましても、又広島学園（広島の感化院の名称。著者注）の児童の上から見ましても、低能と不良少年少女とは誠に密接な関係を持つて居ることは明かであります。私はこの低能児や劣等児が、楽しんで学校へ行くといふことが出来ましたなら、余程この数を減ずることが出来ると信ずるものであります。現今の小学校などでは往々優等生本位になって即ち中等学校の入学試験を受けさせるために一生懸

命でありますけれども、劣等児や低能児に対しては、その取扱いが甚だ不十分であると思はれます。劣等児や低能児が、学校を忌避するのは主として茲（ここ、筆者注）に原因があることが多いように思はれます。でありますから、これ等の劣等児や低能児に対しては、充分に注意し科学的の立場から教育して行くことが最も必要だと思っています。」¹⁰⁾

これに対し、学校教育に携わっている参加者から、同意する声も上がりつつ、学校でも心を配っている旨の発言も上がっている。この懇談会について、中国新聞（昭和7年8月27日）には、「従来児童の不良化の原因とされ勝ちであった劣等、低能児らの差別的取り扱いによる登校忌避問題その他について最近はかかる事実はほとんどなく、今日児童の不良化は主として校外の誘惑によるをもって…」¹¹⁾と、教育関係者側からの意見として掲載された。

とはいえ、知的障害児の問題がこの頃「不良化」問題の中で取り上げられていないかというとうと、そうではない。1938（昭和13）年の広島教育第17巻第6号には、「万引きする低能児」という記事があり、その中には「不良になる原因は、総括すれば大体において精神薄弱（低能）が多く…」¹²⁾とも記されている。学校現場でも、劣等児・低能児への教育の課題は、感化教育の領域でその問題が取り上げられることが多かったようである。

（4）公教育の役割の変化と知的障害児問題

公教育が始まり、劣等児・低能児問題が浮上し、児童愛護への関心が高まった時期に再度知的障害児への教育支援への関心が高まった後、第二次世界大戦の影響もあり、教育における知的障害児問題は、また違った側面を孕むようになる。

1937（昭和12）年発行の愛護第1巻第7号には、「時局と異常児問題」として、広島教育治療学園の田中正雄が寄稿している。この記事で田中は、知的障害児のいる家庭の生活維持の中心者に対して應召の命が下った際の、家庭の問題、出征兵士の宿舎割り当て（当時、出征前の兵士が宿舎として民家に宿泊することがあったとのこと、筆者注）の際への支障、奉仕勤労の際に当該児童に手がかかるために支障が出ることを問題点として記している。

1938（昭和13）年、社会時報18巻8号の記事「異常児保護施設の必要性」には、「異常児童を一般児童とともに無理な教育を行ひ、教育不可能なものは就学を免除し何等の保護も加へずして社会に放置するということは人道上是勿論、銃後の家庭生活に於ても時として悲劇的事象を発見せねばならぬ原因となる」¹³⁾など、人道上の問題に加えて、国家の負担とならないように…というような観点が加わった。

V. 社会福祉事業の中の知的障害児への教育問題

(1) 児童保護問題と知的障害児

古森隆一は、1923（大正12）年8月に刊行された社会事業雑誌第2巻8号に「社会的児童保護」という記事を書き、その中で、次のように述べている。

「…殊に通常の保護能力を以てしては家庭の力だけでは保護を全うすることのできない所謂家庭の手に餘る場合がある。即ち身體異常児（盲啞畸形及疾病児等）精神異常児（低能白痴等）及び不良児等の保護である。要するに家庭の方で普通の保護能力を欠ぐ場合と児童の方が特殊の保護を要する場合とともに遺憾ながら家庭に一任することが困難で社会的保護の方法に移らざるを得なくなるのである。」¹⁴⁾と、知的障害のある児童に対する特別の保護の必要を述べている。同じ刊には、「広島社会協会の新しい施設 児童保護委員部の成立と活動」の記事が掲載された。その中で、広島県社会協会に児童保護委員部を組織したことが報告された。その事業項目として、「児童の研究、保護思想の普及、母体相談、育児相談、職業相談、学校相談、許容相談、知能相談、精神鑑別、感化事業の改善、劣等児、低能児、白痴児、癩癩児等の保護」が挙げられた。これらの中で、劣等児・低能児といった知的な発達に遅れのある子どもへの対応は、学校教育のほか、感化事業、育児相談で行われていたと考えられる。

さらに、その翌月に刊行された社会時報（社会事業雑誌から誌名が変更）2巻9号に、古森（広島代用感化院職員、筆者注）による「社会的児童保護の施設」という記事が掲載されている。その記事で社会的児童保護の施設の大要が示され、「妊産婦保護」「乳幼児保護」「就学児童保護」「労働児童保護」「遊戯体育」「教化」「特殊児童の保護」が挙げられた。特殊児童の保護については、「心身に欠陥を有する児童及不遇の子を保護救済することは人道上よりするも社会風教の上より見るも共存共栄の社会生活をの意義より見るも児童保護事業中最も重要な部面である。そしてこの方面の施設としては精神鑑別所を設けて知能の鑑別をなし以て教育方針決定の根拠を確定することを被虐待児童に保護を加え孤貧児の救済を行ふことは或いは不良児童の感化盲啞児童の特殊教育、吃音矯正等であつて是等諸事業の振興を圖つて恵まれざる可憐な児童に対し徹底せる保護教養を施さねばならぬ。」¹⁵⁾と述べられている。

これらの記事が掲載された時期は、教育に関連する領域でも知的な発達に遅れのある子どもへの保護・教育に関連する雑誌記事が多く掲載されるようになった時期と一致する。県内での知的障害のある子どもたちへの発達援助への関心が高まってきた時期であると考えられる。また特に、社会事業の領域では、「人道上」「共存共栄の社会生活の意義」などへの意味付けもされていたようである。

この5年後の1928（昭和3）年、社会時報第7巻2号に掲載された、古森による「異常児

「児童の教養」の記事には、次のような記載がある。「是等収容児童の個性調査の結果に観ますと、其の大部分は、素質即ち遺伝が悪く、知能の方面に於ては概して劣等または低能に属する精神薄弱児であり…」¹⁶⁾とあり、広島県における知的障害児をめぐる問題は、感化教育の中での課題が大きかったことが感じられる。さらに記事には、「本県では此の種の教育機関として設けられているのは県の代用感化院たる当広島修養院だけでありまして、白痴や精神病患者等を除くの、定員五十名の範囲内に於て必要と認むるものは収容することになって居ります。」¹⁶⁾とある。「白痴」といった、より重度の知的障害を抱える子どもたちは除く、とされているため、その子どもたちがどこで対応されていたかは不明であるが、「劣等または低能に属する精神薄弱児」が多く感化院に収容され、その対応も感化教育の領域のみによって行われている、という意識にあったのではないだろうか。

(2) 広島県下の育児相談事業の展開と、知的な発達遅れへの民間の意識

育児相談の展開について、先に述べた社会事業雑誌 2 巻 8 号の記事「広島社会協会の新しい施設 児童保護委員部の成立と活動」に、育児相談事業について次のように書かれている。「其実施施設としては斯界の権威者たる広島高等師範学校教授久保良英博士を嘱託して心理学的観察に基づく前記知能相談其他の個性相談を担当し県立広島病院小児科部長田中一郎氏は医学方面から育児相談その他を同病院産科婦人科部長進藤憲氏は母体相談を何れも担任して当分の内毎月第一火曜日から起算して火、金の午後市内西高等、皆実、袋町、尾長の順序に四小小学校を巡回して児童相談に応ずることとして愛護デーを催した翌 6 月 26 日（火曜日）袋町小小学校から開始したが…」「尚一般には未だ其折角の施設を理解されてない状態であるが将来児童教育上各個性の知能程度、精神状態の歸趨等に現代教養者は従前のごとく無関心でありえないことから見ても、ますます其利用の範囲が拡張されるであろうと」¹⁷⁾と記されている。

このように、大きな期待と役割のもとに実施されるようになった育児相談事業であるが、その実態をうかがわせる、次のような記事がある。

社会時報 10 巻 9 号（1931、昭和 6）に、「児童健康相談所の近況に就いて」の記事が掲載された。名称はそれまでの育児相談事業とは異なっているが、実施されている場所等の記載から、同一事業であると考えられる。この記事によれば、育児相談事業は好成績で市内全域からの利用があると述べている一方で、「まだまだ相談所本来の趣旨にかなった人が少く、殆どが処方箋目当ての病児といってよい」¹⁸⁾とのことである。

1936（昭和 11）年発行の社会時報第 16 巻 5 号には、「児童保護談話室」として、広島教育治療学園長 田中正雄が記事を寄せている。その記事で田中は、「私共は我が子を育て、行く上に於て、からだの上の所謂病気に対しては直ちに医者よ薬よと心配し廻るのであるが、心のそれに就ては餘りに災難とも考へず、又子供の一生涯に於ける此の方面の苦しみも、さほど

思の内にないやうに見受けられる。…」¹⁹⁾と述べており、知的な遅れへそのものへの関心の低さが広島状況としてあったことが感じられる。育児相談事業の利用者が、処方箋の発行を目的に訪れるものが多いという実態とも重なる。

1939（昭和14）年、心理学研究第14巻に、久保良英による広島県社会事業協会児童相談所の事業について報告した記事が掲載された。その中でも、「相談者数は身体方面に於ては前述の如く処方箋を書くために相談者多く、1ヶ年の累計千名を突破するが、精神相談の方は、その結果を実行に移す施設に乏しく、単に注意を促す程度の相談に終るために相談者少なく、1ヶ年の累計約百名である」²⁰⁾とある。保護者を含めた大人たちの知的な発達遅れへの関心の低さ、さらには「実行に移す施設」の乏しさといった、当時の広島の状況が浮かぶ。

VI. 広島教育治療学園の実態から考える広島県における知的障害児の実態

1939（昭和14）年に日本心理学会の依頼により、日本精神薄弱児愛護協会に加盟する9施設で行われた調査の結果が残っている。その中に、広島六方学園の概要も報告されている。

この資料によれば、1939年2月時点での六方学園には、教師4名保母2名の職員6名と、男子18名女子8名の計26名の園生がいたとされている。園生は6歳～10歳9名、11歳～15歳13名、16歳～20歳4名と、学齢期の園生であったことがわかる。

この26名は、知的障害の程度は比較的軽度の園生がほとんどであり、国語の学力が1～3学年と報告されているものが17名、4～6学年と報告されているものが6名、算数では1～3学年19名、4～6学年と報告されている者が3名という状況であった。

1931（昭和6）年に設立された同施設であるが、43名の園生が退所しており、在園期間は全員5年以下である。退所理由は、家庭の事情17名、保護教育困難5名、成績良好20名、とある。退所者の当時の状況は、35名が家庭において生活、4名が社会において援助、再収容3名、死亡1名である。

これらの状況から、広島六方学園は、開所から8年間で66名の知的障害のある子どもたちに対して、教育的な関わりに重点を置いて援助をしてきたようである。そのためか、園生も学齢児、それも比較的知的発達が軽度と考えられる「痴愚」「魯鈍」が23名であった。

このように、県内の知的障害児教育に対して大きな役割を担い、実績を挙げていたかにも思われる広島六方学園であるが、当時の教育事業・社会事業として、県内の期待や注目を集めていたか、という点では疑問が残る実態が資料から浮かぶ。

まず、1936（昭和11）年度、続いて1937（昭和12）年度に「社会事業団体に対する御下賜金及び奨励金伝達交付」として、「御下賜金伝達」「内務省奨励金伝達」「広島県奨励金交付」「広島県社会事業協会助成金交付」「慶福金助成金交付」として、様々な施設・団体に奨励金

が交付されていたことが、社会時報第16巻3号に記されている。児童保護施設であった広島修道院や広島育児院、感化施設である広島学園修養義会といった施設も挙げられている。障害児教育関連の団体も、盲聾哑教育普及後援会が挙げられている。しかし、どちらの年も、広島六方学園の名はない。育児相談の項でも挙げたが、田中自身も保護者の知的発達の遅れへの関心の低さを感じていたことから、広島県内において、知的障害のある子どもへの発達援助そのものへの関心は決して高くはなかったようである。先にも取り上げた社会時報18巻8号の記事「異常児保護施設の必要性」の中で、当時の日本にあった「代表的な」精神異常児保護施設が挙げられているが、県内の施設でありながらも、広島教育治療学園（広島六方学園）の名は挙げられていない。

広島治療教育学園（広島六方学園）が、全く関心を集めていなかった、というわけではないと考える。先に述べた児童保護談話室の記事は「本県における児童保護に係のある方々」に記事を求めたものとされているし、1937（昭和12）年に刊行された社会時報第17巻5号の児童愛護週の特集記事にも、田中正雄の寄稿がある。1939（昭和14）年10月に開催された、全国児童保護大会には、広島修道院長であった北村孝義、宇品学園園長の伊藤、広島社会事業婦人会保育部三宅とともに、六方学園園長田中が広島県から参加した、との記事も残っている。

愛護第1巻第2・第3号の会員消息の記事に、次のようにある。「特殊教育に専心される士は、名利的の外に立つ者多き為めか、動もすると世に認められずに居る場合が少なくない。広島市三瀧町広島教育治療学園の田中正雄氏の如き、その一人である。氏は重厚の資、二十年に亘り国民教育に終始せられた後を独力自営●学園に依り異常児教育に専念せられ、正に六ヶ年との事である。御子女に人を得、熱心父業を助けて精進せらるゝ学園こそ正に斯界の華ともいふ●きである…」²¹⁾これは、広島教育治療学園（広島六方学園）が、日本精神薄弱児愛護協会に加入された際の記事である。これらの記事から、知的障害児教育が始まった当時の広島では、知的障害のある子どもたちへの教育・発達援助の実践は一部で行われていたものの、民間の関心は低く、重要視されていなかった実態が感じられる。

VII. 知的障害児教育創設期における広島の知的障害児問題

本稿では、明治初期から昭和10年代までの時期を、広島県に於いて知的障害児教育の礎が築かれつつあった時期として、「知的障害児教育創設期」と位置づけ、当時の雑誌記事よりその様相を描き出すことを試みた。

清水ら（1981）は、明治期以降の精神薄弱教育問題の社会的顕在化の過程を、次の6つに類型化している。それらは、(1) 救貧施設型 (2) 感化救済施設型 (3) 民間児童保護・教育

施設型 (4) 公立学校・学級型 (5) 貧民学校型 (6) 医療施設型の 6 類型である。

広島では、学校等教育現場に於いて、学習上配慮を要する子どもたちに対し、各々の教員の工夫により対処がなされる、という実態・風潮が続いていたようである。その風潮が、教員それぞれの、学習の遅れに対する背景のとらえ方、対応の必要性のとらえ方などの一貫性を持たせることを阻んでいたとも感じられる。また、いわゆる「教員裁量」によるところが大きかったために、特別学級成立後もその継続が困難となる状況を招いたのではないだろうか。広島高等師範学校附属小学校の特別学級でさえも、担任教員の死亡により学級が閉鎖されている。公立学校・学級型の問題としては、認識はされながらも、風潮として根付いていったとは言い難い状況にあった。

その中でも、子どもたちの不良行為と劣等児・低能児との関連に対しては、注目を集め続けていた。いわば、感化救済施設との関連の中で、主に問題が顕在化していたようである。

そのような風土の中でも、知的障害のある子どもの教育的配慮の背景等について、「科学的に」かかわろうとし続けた、また学区内に児童保護施設や感化院もあった尾長小学校では、特別学級創設以降、1945年まで学級は継続していった。しかし一方で、尾長小学校の特別学級担任を経て知的障害児教育施設を創設した田中正雄の民間施設での実践には注目が集まることはなかった。また、社会事業協会が行っていた育児相談所でも、知的発達に関する対応は少ない実態があった。つまり、「民間児童保護・教育施設」が存在していたにも関わらず、一般的に問題として意識されることは少なかったのが広島の状況であったと考えられる。

引用文献

- 1) 乙武岩造 (1970) 日本庶民教育史 下巻 第五編 隆盛期庶民教育の地方調査 第六章 中国地方 第四節 広島県、臨川書店、p. 544.
- 2) 乙武岩造 前掲書、p. 545
- 3) 乙武岩造 前掲書、p. 552
- 4) 著者不明 (1912) 広島県に於ける低能児数、児童研究、第15巻 第6号、p. 188.
- 5) 櫻井生 (1923) 劣等児、学校教育、第10巻 110号、p. 24.
- 6) 松浦杉太郎 (1917) 劣等児の救済、学校教育、第4巻 40号、p. 71.
- 7) 牛尾悟 (1926) 学業成績不良児童につきて、芸備教育、第254号、pp. 17-18.
- 8) 東間尚 (1932) 欠陥児童の愛護方途を誤るな、社会時報、第11巻 第5号、p. 23.
- 9) 文部省 (1926) 社会教育行書第8輯 全国特殊教育状況、知的・身体障害者問題資料集成 第4巻、p. 128.
- 10) F 生 (1932) 児童保護講習会に於ける大懇談会、社会時報、第12巻 第9号、p. 15.
- 11) 中国新聞、昭和七年八月二十七日 記事 第二面
- 12) 保美駒蔵 (1938) 万引きする低能児、広島教育、第十七巻 第6号、昭和13年6月5日号
- 13) 三野亮 (1938) 異常児童保護施設の必要性、社会時報、第18巻 8号、p. 43.
- 14) 古森隆一 (1923) 社会的児童保護、社会事業雑誌、2巻 8号、p. 23.
- 15) 古森隆一 (1923) 社会的児童保護の施設、社会時報、2巻 9号、p. 7.
- 16) 古森隆一 (1928) 異常児童の教養、社会時報、第7巻 2号、pp. 21-23.

- 17) 著者不明 (1923) 広島社会教会の新しい施設 児童保護委員部の成立と活動, 社会事業雑誌, 第 2 卷 8 号, pp. 45-46.
- 18) 山下あき子 (1931) 児童健康相談所の近況に就て, 社会時報, 第10卷 9号, p. 18.
- 19) 田中正雄 (1936) 児童教育の要道, 社会時報, 第16卷 第5号, p. 37.
- 20) 久保良英 (1939) 広島県社会事業協会児童相談所, 心理学研究, 第14卷, p. 148.
- 21) 著者不明 (1937) 愛護, 第一卷 第二・三号, p. 13.

*引用箇所については, 一部常用漢字に修正している。

参 考 文 献

- ・梶井一暁 (2008) 近代日本における初等教育の地域的展開——広島県賀茂郡黒瀬地域の事例——, 鳴門教育大学研究紀要, 第23卷, pp. 43-62.
- ・垣尾泰弘 (1994) 広島県における障害児学級の成立過程 (1), 中国四国教育学教育学研究紀要, 第40卷 第一部, pp. 392-397.
- ・垣尾泰弘 (1995) 広島県における障害児学級の成立過程 (2), 中国四国教育学教育学研究紀要, 第41卷 第一部, pp. 401-406.
- ・前田朋子 (1995) 戦前期広島県における障害児学級に関する考察, 広島大学教育学部紀要 第一部 (教育学), 第44号, pp. 23-30.
- ・日本図書センター (2015) 津曲裕次 監修, 特別支援教育・福祉年史集成 第Ⅱ期 第9卷
- ・大井清吉 (1971) 第二次大戦下におけるわが国の特殊教育について——精神薄弱児教育を中心として——, 東京学芸大学紀要, 第一部門, 第22集, pp. 83-89.
- ・大井清吉 (1975) 戦前の師範学校における劣等児あるいは精神薄弱児を対象とする特別学級の設置と廃止の状況について, 精神薄弱問題史研究紀要, 第17号, pp. 3-13.
- ・清水寛・加藤康明・安藤房治・浦野敬子・荒川智 (1981) 昭和戦前期における「精神薄弱」児の教育機会と保護・教育制度改革の構想, 仁尾本教育学会大会研究発表要項, 第40卷, pp. 178-179.
- ・戸崎敬子 (2000) 新特別学級史研究, 多賀出版.

Summary

Developmental support provided to children with intellectual disabilities in Hiroshima Prefecture during the founding period of special needs education

Hirata Kanako

This study reveals the status of developmental support for children with intellectual disabilities after the Meiji period (1868-), focusing on the early Showa era (1926-1988) when special needs education for children started to be provided in Hiroshima Prefecture. Articles featured in magazines specializing in social work and education were sourced and analyzed. Until 1868, children with intellectual disabilities in Hiroshima Prefecture received education

within the community from various teachers who compiled unique programs and curricula. Children with severe disabilities, on the other hand, were assumed to be “impossible to educate,” and were disqualified from education or developmental support. Their actual status was never described in magazine articles or other media. During and after the Taisho period (1912–1926), interest in children’s welfare increased, prompting a variety of measures, such as the establishment of childcare consultation centers and the opening of special needs classes. The handling of children with intellectual disabilities tended to be regarded as a public safety measure and fell into the category of “the handling of abnormal children.” Yoshihide Kubo, who worked as a counselor at a childcare consultation center that opened in 1922, performed an intelligence test targeting pupils attending Onaga Elementary School in Hiroshima, and was also involved in setting up a special needs class within the school. In addition, Kubo was appointed as a member of the Investigative Committee for the Relief of Feeble-Minded Children, evidence of the high expectations placed on him by the prefecture’s educational and developmental support community. Onaga Elementary School also attracted attention for its unique educational practices, which were mentioned in a report by the Ministry of Education that was released at the time. However, very few developmental consultations were related to intellectual development; many concerned physical ailments, with parents requesting the issuance of prescriptions. This revealed that the interest of parents and guardians was not sufficiently focused on measures to address delayed intellectual development. With the exception of Onaga Elementary School, no formal education for disabled children was provided on a continuous basis. It appears that the programs and activities carried out at Hiroshima Education and Treatment School (currently the Roppô Gakuen Social Welfare Foundation), the tenth support facility for children with intellectual disabilities established in Japan, drew little or no public interest.